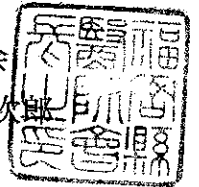


福島医発第304号（地）
平成15年5月9日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 関原 敬次郎



平成15年度千葉県浦安市妊婦・乳児健康診査の
指定医療機関の全国拡充について

新緑の候 貴職益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、標記の件につきまして、日本医師会より周知協力方依頼がありました。
本件は、浦安市において平成15年度より妊婦・乳児健康診査の指定医療機関を全国
の医療機関へ拡充することに伴う、周知協力依頼であります。

単価については、別添のとおり浦安市の単価によるものとし、請求先は下記のとおり
となっております。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、各関係医療機関への周知・
協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

<請求先>

〒260-0026

千葉県千葉市千葉港5-25

（財）ちば県民保健予防財団（旧：千葉県医療センター）

TEL：043-241-1042

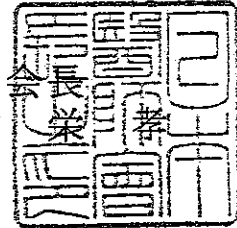
※なお、不明な点がございましたら、千葉県浦安市保健福祉部健康増進課 小池様
（TEL：047-381-9058）までお願いいたします。



日医発第65号（地Ⅲ26）
平成15年4月23日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 井 坪



平成15年度千葉県浦安市妊婦・乳児健康診査の
指定医療機関の全国拡充について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、標記の件に関し、千葉県医師会長より本会に対して
周知協力依頼がありました。

本件は、浦安市においては、平成15年度より妊婦・乳児
健康診査の指定医療機関を県内から県内外医療機関へ拡充す
ることとし、浦安市独自で実施している7～8ヶ月妊婦、6～9
ヶ月乳児健診も併せて県内外医療機関へ委託することとした
ことに伴う、周知協力依頼であります。

なお、健診単価については別紙のとおりであります。また、
健診費用の請求先は、（財）ちば県民保健予防財団（旧：千
葉県医療センター）であり、一括処理されることとなります。

妊婦の方が職場近くの医療機関での健診を希望される場合
や、里帰り出産に伴い実家近くで乳児健診を希望される場合
があらうかと存じます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知
いただき、浦安市民が妊婦・乳児健康診査を希望される場合
には対応いただきますよう、貴会管下郡市区医師会及び関係
医療機関への周知・協力方よろしくご高配のほどお願い申し
上げます。

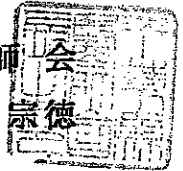




千医第 267 号
平成15年3月28日

日 本 医 師 会
会 長 坪 井 栄 孝 様

千 葉 県 医 師 会
会 長 藤 森 宗 徳



平成15年度千葉県浦安市妊婦・乳児健康診査の指定医療機関の
全国拡充について（依頼）

時下 益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、今般浦安市長より、本職宛に別添のとおり依頼がありました
ので、よろしくご高配の程お願い申し上げます。



浦 健 第 593 号

平成15年3月17日

千葉県医師会会長 藤 森 宗 徳 様

浦 安 市 長 松 崎 秀 樹



平成15年度浦安市妊婦・乳児健康診査の指定医療機関の全国拡充について（依頼）

平素から、本市の保健事業につきましては多大なるご協力を頂きましてありがとうございます。さて、浦安市では平成15年度より、市民からの要望や健診実績等を考慮いたしまして、妊婦・乳児健康診査の指定医療機関を県内から県内外医療機関へと下記のとおり拡充する運びとなりました。また浦安市では、市独自の健診受診票を発行しておりまして、7～8か月妊婦、6～9か月乳児についての健診も併せて県内外医療機関へ委託し、拡充することといたしました。（単価等につきましては別添資料参照）

尚、健康診査料の請求先は、（財）ちば県民保健予防財団（旧：千葉県医療センター）において一括処理となります。

このことにつきまして、全国医療機関にご案内いただければ幸甚です。

ご高配のほどよろしくおねがい申し上げます。

記

改正前

改正後

- | | | | |
|-----------|----------------------------|---|---------|
| 1. 妊婦健康診査 | 妊娠前期・後期：県内指定医療機関 | → | 県内外医療機関 |
| | 妊娠7～8か月：浦安・市川市内〃 | → | 県内外医療機関 |
| 2. 乳児健康診査 | 3～6か月児：県内指定医療機関 | → | 県内外医療機関 |
| | 9～11か月児：県内指定医療機関 | → | 県内外医療機関 |
| | 6～9か月児：浦安・市川市内〃 | → | 県内外医療機関 |
| 3. 請求先 | （財）ちば県民保健予防財団（旧：千葉県医療センター） | | |

〒260-0026 千葉県千葉市千葉港5-25 Tel. 043-241-1042

連絡先 千葉県浦安市保健福祉部健康増進課 電話 047-381-9058 担当 小池

平成 15 年度 浦安市妊婦及び乳児健康診査単価について

1. 妊婦一般健康診査医療機関委託単価 (単位=円)

※平成 15 年度単価案は、平成 14 年 3 月 8 日改正 (14. 4. 1 施行) の医療診療報酬点数表による。

診 療 項 目	備 考	平成15年度県医師会 単価(1・2回目)	平成15年度浦安市 単価(7~8ヶ月)
問診及び診察	初診料(診療所)	2,700	2,700
梅毒血清反応検査	梅毒脂質抗原使用検査 (定性)	190	
B型肝炎検査	HBs抗原検査	380	
免疫学的検査診断料	免疫学的検査診断料	1,400	1,400
末梢血液一般検査		270	270
血液学的検査診断料	血液学的検査診断料	1,300	1,300
血液採取料	血液採取(静脈)	120	120
尿中一般物質定量判定量検査		280	280
超音波検査	35歳以上の妊婦	5,500	
RH血液型検査		280	280
文書料	B型肝炎を含む	0	0
	B型肝炎を含まない	0	0
合 計	B型肝炎を含む(1回目)	6,920	
	B型肝炎を含まない(2回目)	6,540	
	超音波を含む(予定日 において35歳以上の妊婦)	12,040	
	市単価(7~8ヶ月)分		6,350

- ①B型肝炎検査を実施した場合(1回目) 1件につき 6,920円
- ②一般健康診査のみの場合(2回目) 1件につき 6,540円
- ③35歳以上の妊婦超音波検査を実施した場合 1件につき 12,040円
- ④7~8ヶ月分 1件につき 6,350円

2. 乳児一般健康診査医療機関委託単価 (単位=円)

※平成 15 年度単価案は、平成 14 年 3 月 8 日改正 (14. 4. 1 施行) の医療診療報酬点数表による。

診 療 項 目	備 考	平成15年度県医師会単 価(3~6・9~11ヶ月)	平成15年度浦安市単 独単価(6~9ヶ月)
問診及び診察	初診料(診療所)	2,700	2,700
末梢血液一般検査		270	270
血液学的検査診断料	血液学的検査診断料	1,300	1,300
血液採取料	血液採取(静脈)	120	120
尿中一般物質定量判定量検査		280	280
育児栄養指導量	体重10%以下90%以上	1,300	1,300
合 計	1回目・2回目	5,970	
	市単価(6~9ヶ月)分		5,970

- ⑤乳児一般健康診査 1件につき 5,970円

浦安市妊婦・乳児健康診査フローチャート

(平成15年4月1日～)

1. 健診のフロー

市役所健康増進課

妊娠届出窓口

母子健康手帳交付時に別冊1
として各受診票を交付

転入届出窓口

転入者で健診該当者について
転入用として該当分の受診票を交付

※千葉県外受診を予定をしている者については、受
診先に通知文(葉書)を本人から提出する。
契約を要する場合や不明な点があれば医療機関側
より浦安市に連絡を頂く。

健診(原則的に全国の医療機関)

- | | |
|---|---------------|
| ① | 妊婦 1 回目…妊娠初期 |
| ② | 妊婦 2 回目…妊娠後期 |
| ③ | 乳児 7～8 ヶ月…該当月 |
| ④ | 乳児 3～6 ヶ月… |
| ⑤ | 乳児 6～9 ヶ月… |
| ⑥ | 乳児 9～11 ヶ月… |
- 委託による個別健診

健診費用の請求

翌月 10 日までに財団法人千葉県
ちば県民保健予防財団に提出。

例外として、

③⑤の浦安市内医療機関受診分
は浦安市医師会に翌月 10 日
までに提出。

※健診費用については
浦安市妊婦及び乳児健康診査単価
によるものとし、項目以外の検査
及び金額については個人・病院負担
とする。

健診フォロー

健診担当者が、各ベリカ基準に従い振分けを
行う。
妊婦については助産師が、乳児については地区
担当保健師が電話・訪問等を通してフォロー行う。

支払い

ちば県民保健予防財団・浦安市医師会経由で提出
された請求書は、審査の上請求月の翌月末日まで
に両機関を経由して支払う。

2. その他

・移行期にあたり旧受診票をもつ対象者に対しての取り扱いについて

- (1) 妊婦 1・2 回目、乳児 3～6・9～11 ヶ月分については、旧受診票においても OCR に対応しているため、「千葉県外の医療機関では使用できません」
との文面が入っているが 3 月に個人宛てにすべて通知を行い、その通知文を持参した者については県外受診も行えるものとする。
- (2) 浦安市独自の妊婦 7～8 ヶ月分、乳児 6～9 ヶ月分については OCR 対応でない為、市外及び県外受診予定者に対しては 3 月に個人宛てにすべて
通知し、該当者についての差替えを健康増進課窓口で行う。浦安市内医療機関受診者については、従来通り浦安市医師会経由の請求となる為、
旧受診票での受診も行えるものとする。

・健診費用の請求は、平成 15 年 4 月 1 日以降の診査分を対象とします。それ以前につきましては個人負担となりますのでご了承ください。

※「ちば県民保健予防財団」は、旧千葉県医療センターです。H15 年 4 月 1 日付けで名称変更がありました。

医療機関受付担当者 様

平成 15 年度妊婦・乳児一般健康診査について (依頼)

妊婦・乳児健康診査につきまして、下記の要領で浦安市民が受診できますようご配慮をお願いします。

記

◎妊婦一般健康診査について

(1)問診及び診察	(5)HbS 抗原検査
(2)血色素検査	(6)梅毒血清検査
(3)血圧測定	(7)超音波検査(予定日において 35 歳以上である妊婦を対象とする)
(4)尿中一般物質定量判定量検査	

(2) (3) (4)については医師が必要ないと認めた場合は省略できるものとする。

(5)は 1 回目 (6)は 1、2 回目…2 回目は省略可 (7)は 2 回目に実施するものとする。

①B 型肝炎検査を実施した場合 1 件 6,920 円

②一般健康診査の場合 1 件 6,540 円

③35 歳以上妊婦超音波検査実施の場合 1 件 12,040 円

④7～8 ヶ月分(浦安市独自の受診票) 1 件 6,350 円※

(※差額は梅毒血清検査 190 円分です)

◎乳児一般健康診査について

(1)問診及び診察
(2)血色素検査
(3)尿中一般物質定量判定量検査

(1)以外については医師が必要ないと認めた場合は一部省略できるものとする。

3 回分全てにおいて 1 件 5,970 円

単価での支払いとなりますので、健診料の支払いにつきましては浦安市民に限りま

明の上徴収ください。また、健診料の支払いは自己負担としてご説

す。受診者の現住所を確認の上、診査請求くださるようお願い致します。尚、

請求先は(財)ちば県民保健予防財団(旧：千葉県医療センター)です。

〒260-0026 千葉県千葉市千葉港 5-2-5 TEL043-241-1042

注：貴院で初回の取扱いの際、請求方法等ご不明な点がありましたらご面倒でも裏面担当までお電話くださいますようお願い致します。

また、健診単価は H15 年度単価となっております。年度替わりの際には変更もございませうのでその際はお問合せください。

妊婦・乳児健康診査受診医療機関の拡大について

H15 年 4 月 1 日より妊婦・乳児健康診査受診票(別冊 1)が県外の医療機関でも使用できるようになりました！

裏面は、①で県外及び②で浦安市外で受診される方が医療機関に提示して頂くものです。

①妊婦健診 1-2 回目分、乳児健診 3～6 ヶ月・9～11 ヶ月分については県外受診される場合には、この葉書の裏面を受診前に医療機関に提示し、受診可能かご確認ください。

②妊婦健診 7～8 ヶ月分・乳児健診 6～9 ヶ月分については、浦安・市川市内医療機関においての取扱いでしたが、市外の医療機関に受診を希望される場合は①と同様に受付前に裏面を提示してご確認ください。

※尚、一部医療機関においては受診票を使用できない場合もあります(その際は自己負担になります)。事前に医療機関にご確認ください。

※ご不明な点がありましたら下記担当までお問い合わせください。

連絡先	千葉県浦安市役所 保健福祉部健康増進課
	〒279-0004 千葉県浦安市猫実 1-2-5
	浦安市健康センター内 健康増進課
電話	047-381-9058 妊婦・乳児健診担当